

## 第1回 台東区区民憲章策定区民会議 グループ会議

### 第1グループ 議事概要

4月13日(木) 19:00~21:00

台東区役所 1001 会議室

#### 1. 憲章の形式や名称について

形式を決めることの是非について

- ・ 形式を先に決めてしまうと議論の幅が狭まることも懸念されるが、そろそろ取りまとめに向かうべき段階なので、最低限の形は決めてしまった方が良い。

形式の決定について

- ・ 基本的には、全文と本文からなる定型型とすることとすることを当グループの合意事項とする。
- ・ ただし、何ヶ条程度にするかは、今決めると盛り込める内容のボリュームが規制されてしまうことになるので、条数は決めずにおくこととしたい。

憲章の名称について

- \* 「台東区区民憲章」なのか、「台東区民憲章」なのか、そろそろ名称を決めるべきではないか。
- \* 名称については、まだ決める必要はないと思われるので、ここでは決定しないこととしてはどうか。
- \* 人には公人と私人の立場があり、現代人は特に私人としての立場での振る舞いに課題があると考えている。憲章の名称でいえば、「台東区民憲章」の方がより私人としての立場に訴えていると思われるので、後者が良い。
- \* 公人・私人のそれぞれの立場での区民のあり方についてはこれまで議論していないので、この言葉を直接取り上げるのは困難だが、憲章は狭義の区民に限定しないという認識は共有されていると思われるので、「台東区民憲章」で良いのではないか。

#### 2. 本文に盛り込むべき内容について

- ・ 委員が作成した憲章案の要素をたたき台として、憲章に盛り込むべき大切にしたい、伝えたい、こうありたいと考える地域の姿や文化、理念などを討議した。抽出された事項は以下の通り。

< 憲章に盛り込むべき大切な表現 >

\* にぎわい、観光

- ・ たくさんの人が訪れ、おおいに賑わい、皆が楽しめる町にしましょう

\* 安心して暮らせる支え合いのまち、お互いを思いやる心

- ・ 世代や国を越えて助け合う、人情のある町にしましょう

- ・お互いに譲り合い、支え合い、安心して心地よいまちを育てます
- \* 家族、子育て、教育
  - ・子どもは良い教育を受け、健康的であらねばならない
  - ・家族をいつくしんで、健康で明るい家庭を育てます
- \* 文化資源、自然資源
  - ・先人が残した自然、文化財を大切に守って後世に渡す
  - ・江戸文化の継承
  - ・うつくしく みどりはぐくむ ゆたかなまちを
- \* いきがづくり
  - ・友人の輪を広げ、仕事、学び、ボランティアなど生きがいを育てます
- \* その他
  - ・「いき」

芭蕉の句について

- ・ 芭蕉の句を是非入れたい。
- ・ 芭蕉の句は入れるとしても、これから何に取り組むかを示す本文ではなく、地域の特性や憲章策定の経緯を示す前文にであろう。

検討の視点について

- ・ 憲章に盛り込むべき表現を検討するにあたっては、「過去のもので現代に継承したいもの」「現在のもので未来に残したいもの」「今はないが、将来こうなりたいと思うもの」といった観点で絞り込んでいくと良いのではないか。

緑について

- ・ ただ単に生活環境の中に緑を増やすというだけでは、どこの地域でも総合計画等で謳っていることであり、台東区らしい憲章とはならないのではないか。

にぎわい（観光）について

- ・ 台東区はやはり観光立区をめざすべきであり、「にぎわい」「上野」「浅草」「お祭り」などそれに関わる表現を重視して憲章を作成すべきである。

安全・安心

- ・ さまざまな脅威への対策の必要性そのものを打ち出すのではなく、安全・安心を支える台東区らしい仕組みとして、地域の支え合いや思いやりの人間関係を大切にしていこうという考え方を盛り込むべきである。

その他

- ・ 「いき」という言葉には台東区ならではの区民性が端的に表現されているので、この言葉をどこかに盛り込みたい。意味にふくらみを持たせるために、漢字ではなくひらがなの方が良い。
- ・ 簡潔、手短でわかりやすいものとするように留意すべきである。

- ・ 一方、簡潔な表現に込められた思いが十分には伝わらないので、解説にあたるような文章をあわせて作成することが望ましいのでは無いか。

#### 三輪委員

- ・ 解説つき形式で憲章に係る資料を作成している事例もいくつかあるが、公式な憲章はあくまで解説のない本文のみである。

## 2. 前文について

### 芭蕉の句について

- ・ 芭蕉の句は、台東区らしさを打ち出す上で有効であり、是非盛り込みたい。
- ・ 単に有名な俳人が詠んだ土地、というだけでなく、当時詠まれた情景が今も残されているという点が非常に良い。
- ・ また、江戸から受け継がれ残っているものは他にもたくさんあり、この句の情景だけが特別なわけではない点には留意が必要である。
- ・ また、芭蕉の句のインパクトが強すぎて、これを盛り込んで前文の文章を構成するのは非常に困難なのではないか。
- ・ また、芭蕉の句の内容が「上野・浅草」だけを取り上げており、区内の他の地区の人々にとっては望ましくない。
- ・ しかし、だからこそ芭蕉の句を使うのが良いという面もある。すべての地区名を憲章にとりあげるのは困難であり、上野・浅草を台東区の象徴として捉え、芭蕉の句を利用して表現するのであれば、納得もされやすいのではないかと
- ・ また、上野・浅草を単に地区名として点で捉えるのではなく、より広域に広がる面で捉えてほしい。

### 憲章を策定する目的について

- ・ 憲章を策定する目的を前文に盛り込んでいる事例が多いが、今回の憲章はどのような目的で策定するのか。
- ・ 基本的には、台東区の文化等の資源を次の世代に継承し、台東区のまちづくりの考え方、理念を伝えたいというのが憲章策定の目的と捉えて良いのではないかと。

以上